

村内事業者の皆さまへ

地元で買う! 地元で楽しむ!  
座間味村民だけの特典

## 座間味村マイナンバーカード普及促進

### 地域商品券 取扱店募集!

行政手続のオンライン化や官民のデジタル社会の基盤となり得るマイナンバーカードの普及促進を図るとともに、新型コロナウイルス感染症対策による影響や自粛等により休業等を余儀なくされた村内事業所への支援及び村民への家計支援を行うことにより、村内の経済回復を図ることを目的とする地域商品券を発行します。

この機会に、村民の皆さんが貴店を利用したくなるような商品やメニューをぜひご用意ください!

村内のお店で使える  
1冊(1,000円券10枚)  
合計10,000円分

#### 1 取扱店の参加資格

座間味村内において小売業、飲食業、サービス業その他の業種を営む事業者とし、反社会的勢力でないこと。村税や村が徴収する料金の未納がないこと。

#### 2 登録方法 … 登録無料です

本事業に賛同し取扱店として登録を希望される事業所は、村指定の申請書に必要事項を記入し、振込先確認ができる通帳のコピー（金融機関名・口座種別・口座番号・口座名義が判別できるものであること）を持参の上、村役場窓口（阿嘉・慶留間出張所 可）に提出してください。

※村による審査の結果、取扱店として承認された事業所には取扱店登録証などを配布します。

#### 3 登録期間

令和4年11月14日(月)～11月30日(水) その後も随時募集予定。

#### 4 商品券利用期間

交付の日(12月1日)から令和5年2月28日(火) ※期日を過ぎると使用できません。

#### 5 商品券換金手続き … 換金手数料はかかりません

商品券換金依頼書に必要事項をご記入の上、使用済み商品券を座間味村役場会計課または、阿嘉・慶留間出張所にお持ちください。後日換金額を取扱店指定の口座に振り込みます。換金手数料はかかりません。

#### 6 商品券換金期間

地域商品券発売の翌日から令和5年3月20日(月)まで

※期日を過ぎると換金できません。

#### 7 利用対象とならないもの

- (1) 公共料金、船舶運賃、村営住宅家賃支払い
- (2) 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等換金性の高いものの購入
- (3) タバコ
- (4) 事業者間決済（仕入れには使えません）
- (5) 医療保険や介護保険等の一部負担金

座間味村地域商品券についての問い合わせ先  
座間味村役場総務課 地域商品券係 098-987-2311